

## 滋賀県道路占用料徴収条例の一部改正について

### (1) 改正の理由

- ア 消費税法および地方税法に定める消費税率が平成 31 年 10 月 1 日から変更になるため、税率引上げに応じて改めることが必要である。

### (2) 改正の概要

- ア 課税対象となっている占用期間が 1 か月未満である道路の占用について、占用料徴収額を算出する際に用いる消費税の割合を「100 分の 108」から「100 分の 110」に改正する。
- イ この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとする。

## 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

道路占用料に係る消費税の税率を改定するため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 道路占用料に係る消費税の税率を改定することとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

議第51号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県道路占用料徴収条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 （占用料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 県道の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （占用料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 県道の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項の規定により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>

## 公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部改正について

### (1) 改正の理由

- ア 消費税法および地方税法に定める消費税率が平成 31 年 10 月 1 日から変更になるため、税率引上げに応じた料金単価に改めることが必要である。
- イ また、平成 31 年 10 月 1 日で、前回の改正から 5 年半が経過することとなり、特定のサービスを受ける受益者負担の原則に基づき、現行料金と所要経費の差額について改正するものである。

### (2) 改正の概要

- ア 公共港湾施設（マリーナ除く）の使用料については、現行料金と所要経費の差額として約 5% の料金単価引上げを行うとともに、消費税率増分の料金単価引上げを行う。
- イ マリーナ施設の使用料については、消費税率増分の料金単価引上げを行う。
- ウ この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとする。

公共港湾施設使用料改正(公共港湾施設の設置および管理に関する条例第11条関係) 別表第2

1 公共港湾施設(マリーナ施設を除く。)

区分		現行料金		改正後料金
泊地	5トン(総トン数をいう。以下この表において同じ。)未	1隻1日につき	22 円	24 円
	5トン以上	1隻1日につき	22 円	24 円
			に5トンを超える部分のトン数が1トン増すごとに 右を加算した額	
			1 円	1 円
岸壁(一般使用に限る。) 係船くい、 棧橋、物 揚場	5トン未満	1航海につき	240 円	260 円
	5トン以上20トン未満	1航海につき	570 円	610 円
	20トン以上100トン未満	1航海につき	750 円	800 円
	100トン以上300トン未満	1航海につき	1,190 円	1,270 円
	300トン以上900トン未満	1航海につき	2,020 円	2,160 円
	900トン以上	1航海につき	2,850 円	3,050 円
岸壁(専用使用に限る。)		沿岸1メートルごとに1月につき	1,390 円	1,490 円
船揚場(専用使用に限る。)		1平方メートルごとに1月につき	720 円	770 円
野積場		1平方メートルごとに1日につき	6 円	6 円
港湾施設 用地	工作物の設置 (仮設建物を設置する場合は、)	1平方メートルごとに1月につき	120 円	130 円
			360 円	390 円
	電柱類の設置	1本1月につき	110 円	120 円
船揚場(一般使用に限る。)		1隻1日につき	1,460 円	1,560 円
船舶揚降施設(動力設備を使用する場合に限る。)		揚船または降船1回につき	4,500 円	4,810 円
出札所		1平方メートルごとに1月につき	4,740 円	5,070 円
改札所		1時間につき	1,310 円	1,400 円
集会室	午前9時から午後5時まで	1時間につき	1,310 円	1,400 円
	上記以外の時間	1時間につき	1,890 円	2,020 円
船舶用給水施設		給水量0.1立方メートルにつき	54 円	58 円
船舶用給油施設		給油量0.1立方メートルにつき	650 円	700 円
船舶用給電施設		給電1回につき	1,310 円	1,400 円
船舶用汚水処理施設		処理量0.1立方メートルにつき	30 円	32 円
駐車施設	大型車	1回1台につき	2,050 円	2,190 円
	マイクロバス(乗車定員11人から29人までのものをい)	1回1台につき	1,400 円	1,500 円
	自動二輪車	1台2時間以内	110 円	120 円
	原動機付自転車	1台超過時間1時間につき	50 円	50 円
	普通車(被牽引車を牽引しているものを除く。)	1回1台につき	550 円	590 円
	被牽引車	1回1台につき	1,100 円	1,180 円

2 マリーナ施設

区分		現行料金		
係留施設(一般使用に限る。)		1隻1日につき	4,740 円	4,830 円
係留施設(専用使用に限る。)		1隻1年につき	284,800 円	290,070 円
			に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに 右を加算した額	15,810 円
船舶揚降施設(動力設備を使用する場合に限る。)		揚船または降船1回につき	4,080 円	4,160 円
更衣室		1人1回につき	200 円	200 円
集会室		1時間につき	1,030 円	1,050 円
船舶用給油施設		給油量1リットルにつき	73 円	74 円
船舶用修理施設		1時間につき	1,030 円	1,050 円
洗艇用施設		1回につき	300 円	310 円
艇置場		1隻1年につき	257,000 円	261,760 円
			に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに 右を加算した額	36,000 円

## 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要 綱

### 1 改正の理由

公共港湾施設について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 54 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表第 2 関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 54 号）の一部を  
次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表中「22 円」を「24 円」に、「240 円」を「260 円」に、「570 円」を「610  
円」に、「750 円」を「800 円」に、「1,190 円」を「1,270 円」に、「2,020 円」を「2,160 円」に、  
「2,850 円」を「3,050 円」に、「1,390 円」を「1,490 円」に、「720 円」を「770 円」に、「120  
円」を「130 円」に、「360 円」を「390 円」に、「110 円」を「120 円」に、「1,460 円」を「1,560  
円」に、「4,500 円」を「4,810 円」に、「4,740 円」を「5,070 円」に、「1,310 円」を「1,400 円」  
に、「1,890 円」を「2,020 円」に、「54 円」を「58 円」に、「650 円」を「700 円」に、「30 円」  
を「32 円」に、「2,050 円」を「2,190 円」に、「1,400 円」を「1,500 円」に、「550 円」を「590  
円」に、「1,100 円」を「1,180 円」に改め、別表第 2 第 2 項の表中「4,740 円」を「4,830 円」に、  
「284,800 円」を「290,070 円」に、「15,810 円」を「16,100 円」に、「4,080 円」を「4,160 円」  
に、「1,030 円」を「1,050 円」に、「73 円」を「74 円」に、「300 円」を「310 円」に、「257,000  
円」を「261,760 円」に、「36,000 円」を「36,670 円」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。



滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1 省略				別表第1 省略			
別表第2 (第11条、第23条関係)				別表第2 (第11条、第23条関係)			
1 公共港湾施設 (マリーナ施設を除く。)				1 公共港湾施設 (マリーナ施設を除く。)			
	区分	金額	適用港		区分	金額	適用港
泊地	5トン (総トン数をいう。以下この表において同じ。) 未満	1隻1日につき <u>22円</u>	大津港 長浜港 彦根港 竹生島港	泊地	5トン (総トン数をいう。以下この表において同じ。) 未満	1隻1日につき <u>24円</u>	大津港 長浜港 彦根港 竹生島港
	5トン以上	1隻1日につき <u>22円</u> に5トンを超える部分のトン数が1トン増すごとに1円を加算した額			5トン以上	1隻1日につき <u>24円</u> に5トンを超える部分のトン数が1トン増すごとに1円を加算した額	
岸壁 (一般使用に限る。)、係船くい、棧橋、物揚場	5トン未満	1航海につき <u>240円</u>		岸壁 (一般使用に限る。)、係船くい、棧橋、物揚場	5トン未満	1航海につき <u>260円</u>	
	5トン以上20トン未満	1航海につき <u>570円</u>			5トン以上20トン未満	1航海につき <u>610円</u>	
	20トン以上100トン未満	1航海につき <u>750円</u>			20トン以上100トン未満	1航海につき <u>800円</u>	
	100トン以上300トン未満	1航海につき <u>1,190円</u>			100トン以上300トン未満	1航海につき <u>1,270円</u>	

	300トン以上	1 航海につき <u>2,020円</u>	
	900トン未満		
	900トン以上	1 航海につき <u>2,850円</u>	
岸壁（専用使用に限る。）		沿岸1メートルごとに1月につき <u>1,390円</u>	
船揚場（専用使用に限る。）		1 平方メートルごとに1月につき <u>720円</u>	
野積場		1 平方メートルごとに1日につき <u>6円</u>	
港湾施設用地	工作物の設置	1 平方メートルごとに1月につき <u>120円</u> （仮設建物を設置する場合は、 <u>360円</u> ）	
	電柱類の設置	1 本1月につき <u>110円</u>	
船揚場（一般使用に限る。）		1 隻1日につき <u>1,460円</u>	長浜港
船舶揚降施設（動力設備を使用する場合に限る。）		揚船または降船1回につき <u>4,500円</u>	大津港 彦根港
出札所		1 平方メートルごとに1月につき <u>4,740円</u>	大津港
改札所		1 時間につき <u>1,310円</u>	
集会室	午前9時から 午後5時まで	1 時間につき <u>1,310円</u>	
	上記以外の時間	1 時間につき <u>1,890円</u>	

	300トン以上	1 航海につき <u>2,160円</u>	
	900トン未満		
	900トン以上	1 航海につき <u>3,050円</u>	
岸壁（専用使用に限る。）		沿岸1メートルごとに1月につき <u>1,490円</u>	
船揚場（専用使用に限る。）		1 平方メートルごとに1月につき <u>770円</u>	
野積場		1 平方メートルごとに1日につき <u>6円</u>	
港湾施設用地	工作物の設置	1 平方メートルごとに1月につき <u>130円</u> （仮設建物を設置する場合は、 <u>390円</u> ）	
	電柱類の設置	1 本1月につき <u>120円</u>	
船揚場（一般使用に限る。）		1 隻1日につき <u>1,560円</u>	長浜港
船舶揚降施設（動力設備を使用する場合に限る。）		揚船または降船1回につき <u>4,810円</u>	大津港 彦根港
出札所		1 平方メートルごとに1月につき <u>5,070円</u>	大津港
改札所		1 時間につき <u>1,400円</u>	
集会室	午前9時から 午後5時まで	1 時間につき <u>1,400円</u>	
	上記以外の時間	1 時間につき <u>2,020円</u>	

船舶用給水施設		給水量0.1立方メートルにつき 54円	
船舶用給油施設		給油量0.1立方メートルにつき 650円	
船舶用給電施設		給電1回につき 1,310円	
船舶用汚水処理施設		処理量0.1立方メートルにつき 30円	大津港 彦根港
駐車施設	大型車	1回1台につき 2,050円	大津港
	マイクロバス (乗車定員11人から29人までのものをいう。)	1回1台につき 1,400円	
	自動二輪車	1台2時間以内 110円	
	原動機付自転車	1台超過時間1時間につき 50円	
	普通車 (被牽引車をけん引しているものを除く。)	1回1台につき 550円	長浜港
	被牽引車	1回1台につき 1,100円	

注1から注7まで 省略

船舶用給水施設		給水量0.1立方メートルにつき 58円	
船舶用給油施設		給油量0.1立方メートルにつき 700円	
船舶用給電施設		給電1回につき 1,400円	
船舶用汚水処理施設		処理量0.1立方メートルにつき 32円	大津港 彦根港
駐車施設	大型車	1回1台につき 2,190円	大津港
	マイクロバス (乗車定員11人から29人までのものをいう。)	1回1台につき 1,500円	
	自動二輪車	1台2時間以内 120円	
	原動機付自転車	1台超過時間1時間につき 50円	
	普通車 (被牽引車をけん引しているものを除く。)	1回1台につき 590円	長浜港
	被牽引車	1回1台につき 1,180円	

注1から注7まで 省略

## 2 マリーナ施設

区分	金額
係留施設（一般使用に限る。）	1隻1日につき <u>4,740円</u>
係留施設（専用使用に限る。）	1隻1年につき <u>284,800円</u> に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに <u>15,810円</u> を加算した額
船舶揚降施設（動力設備を使用する場合に限る。）	揚船または降船1回につき <u>4,080円</u>
更衣室	1人1回につき <u>200円</u>
集会室	1時間につき <u>1,030円</u>
船舶用給油施設	給油量1リットルにつき <u>73円</u>
船舶用修理施設	1時間につき <u>1,030円</u>
洗艇用施設	1回につき <u>300円</u>
艇置場	1隻1年につき <u>257,000円</u> に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに <u>36,000円</u> を加算した額

注1から注3まで 省略

## 2 マリーナ施設

区分	金額
係留施設（一般使用に限る。）	1隻1日につき <u>4,830円</u>
係留施設（専用使用に限る。）	1隻1年につき <u>290,070円</u> に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに <u>16,100円</u> を加算した額
船舶揚降施設（動力設備を使用する場合に限る。）	揚船または降船1回につき <u>4,160円</u>
更衣室	1人1回につき <u>200円</u>
集会室	1時間につき <u>1,050円</u>
船舶用給油施設	給油量1リットルにつき <u>74円</u>
船舶用修理施設	1時間につき <u>1,050円</u>
洗艇用施設	1回につき <u>310円</u>
艇置場	1隻1年につき <u>261,760円</u> に6メートルを超える部分の艇長が0.5メートル増すごとに <u>36,670円</u> を加算した額

注1から注3まで 省略

## 港湾占用料等徴収条例および流水占用料等徴収条例の一部改正について

### (1) 改正の理由

- ア 消費税法および地方税法に定める消費税率が平成31年10月1日から変更になるため、税率引上げに応じた料金単価に改めることが必要である。
- イ 前回の改正から、平成31年10月1日で5年半が経過することから、土地価格や公共料金の動向を踏まえ、県の使用料および手数料の見直しに併せて改正するものである。

### (2) 改正の概要

- ア 港湾占用料等および流水占用料等について、主に土地価格の変動（全県：約＋1.86%、市：約＋2.12% 町：約－4.15%）や公共料金上昇率（約＋5.99%）等をもとに、個別の項目ごとに単価の算定を行い、改正をする。
- イ 消費税率引上げに対応できるよう規定を改める。
- ウ この条例は、平成31年10月1日から施行することとする。

流水占用料等徴収条例および港湾占用料等徴収条例 改正概要

(単位:円)

区 分			現行単価		改正			
番号	区分	単位	市	町	市	町		
流水 占用料	別表第1の2、 港湾は無し	鉾工業の用に供する場合(許可使用水量1リットル毎秒)	5,200		5,460			
		養魚の用に供する場合(同)	1,150		1,210			
		その他の用に供する場合(同)	3,850		4,040			
土地 占用料 (別表第2、 港湾は別表1)	1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	㎡/年	950	750	970	720	
	2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	㎡/年	800	600	820	580	
	3	通路および通路橋(以下「通路等」という。)	㎡/年	500	430	510	410	
	4	棧橋(浮棧橋を含む。 )および揚陸施設	㎡/年	950	750	970	720	
	5	係船場	㎡/年	950	750	970	720	
	6	仮設の店舗	㎡/日	430	270	440	260	
	7	農用地	㎡/年	16	9	16	9	
	8	ア	小割式網生簀養殖場および真珠養殖場	㎡/年	15	15	15	15
		イ	ア以外の区画漁業に供する施設	㎡/年	4	4	4	4
		ウ	えり漁業および漁業の用に供する施設	㎡/年	6	6	6	6
		エ	養魚池	㎡/年	48	48	49	49
		オ	やな漁業の用に供する施設	㎡/年	48	48	49	49
	9	電柱、支柱および支線ならびに信号機	本/年	1,000	800	1,020	770	
	10	鉄塔	基/年	950	750	970	720	
	11	埋設管類および架設管類(開渠の水路等を含む。)	外径0.2m未満のもの	㎡/年	100	73	100	70
			外径0.2m以上0.4m未満のもの	㎡/年	150	110	150	110
			外径0.4m以上1.0m未満のもの	㎡/年	300	220	310	210
外径1.0m以上のもの			㎡/年	600	440	610	420	
12	広告物	㎡/年	3,700	2,100	3,890	2,210		
13	試掘やぐらおよび砂利採取機	基/月	1,400	1,400	1,430	1,430		
14	係船くいおよび係船環浮標	本/年	850	600	870	580		
15	撮影、興業その他催物のための土地の占用	回/日	11,000	11,000	11,200	11,200		
16	工事用台船係留場	㎡/年	350	350	360	360		
17	1の項から16の項までに分類されないもの	㎡/年	490	430	500	410		
河川 生産物 採取料 (別表第3、 港湾は第2)	1	土砂	㎡		170		180	
	2	砂	㎡		260		270	
	3	砂利	㎡		310		330	
	4	石	栗石	㎡		350		370
			転石	㎡		170+37X		180+39X
			庭石	㎡		4,800+520Y		5,040+550Y
	5	よしおよびかや	㎡		4		4	
	6	芝草	㎡		37		39	
	7	ささその他の草	㎡		4		4	
8	木	㎡	時価を勘案して定める額		時価を勘案して定める額			
9	竹	㎡	時価を勘案して定める額		時価を勘案して定める額			

※ X=(控長-30cm)÷10 Y=(控長-80cm)÷10

## 滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

消費税率の引上げ等に伴い、港湾占用料等の額を改定するため、滋賀県港湾占用料等徴収条例（平成 12 年滋賀県条例第 70 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 港湾占用料等の額を改定することとします。（第 2 条および別表関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県港湾占用料等徴収条例（平成 12 年滋賀県条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

別表第 1 項の表 1 の項中「950」を「970」に、「750」を「720」に改め、同表 2 の項中「800」を「820」に、「600」を「580」に改め、同表 3 の項中「500」を「510」に、「430」を「410」に改め、同表 4 の項および 5 の項中「950」を「970」に、「750」を「720」に改め、同表 6 の項中「430」を「440」に、「270」を「260」に改め、同表 8 の項中「48」を「49」に改め、同表 9 の項中「1,000」を「1,020」に、「800」を「770」に改め、同表 10 の項中「950」を「970」に、「750」を「720」に改め、同表 11 の項中「73」を「70」に、「300」を「310」に、「220」を「210」に、「600」を「610」に、「440」を「420」に改め、同表 12 の項中「3,700」を「3,890」に、「2,100」を「2,210」に改め、同表 13 の項中「1,400」を「1,430」に改め、同表 14 の項中「850」を「870」に、「600」を「580」に改め、同表 15 の項中「11,000」を「11,200」に改め、同表 16 の項中「350」を「360」に改め、同表 17 の項中「490」を「500」に、「430」を「410」に改め、別表第 2 項の表中「170 円」を「180 円」に、「260 円」を「270 円」に、「310 円」を「330 円」に、「350 円」を「370 円」に、「37 円」を「39 円」に、「4,800 円」を「5,040 円」に、「520 円」を「550 円」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。



滋賀県港湾占用料等徴収条例新旧対照表

旧					新						
第1条 省略 (港湾占用料等の徴収等)					第1条 省略 (港湾占用料等の徴収等)						
第2条 省略 2 省略					第2条 省略 2 省略						
3 法第37条第1項第1号および第2号に掲げる行為(以下「港湾の占用等」という。)のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る港湾の占用等についての港湾占用料等の額は、前項の規定により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。					3 法第37条第1項第1号および第2号に掲げる行為(以下「港湾の占用等」という。)のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る港湾の占用等についての港湾占用料等の額は、前項の規定により算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。						
第3条～第6条 省略 付則 省略 別表(第2条関係)					第3条～第6条 省略 付則 省略 別表(第2条関係)						
1 占用料					1 占用料						
区分	単位		額		区分	単位		額			
	数量	期間	市の区域にある場合	町の区域にある場合		数量	期間	市の区域にある場合	町の区域にある場合		
1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	占用面積 1平方メートル	1年	円 950	円 750	1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	占用面積 1平方メートル	1年	円 970	円 720
2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	同	同	800	600	2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	同	同	820	580
3	通路および通路橋(以下「通路等」という。)	同	同	500	430	3	通路および通路橋(以下「通路等」という。)	同	同	510	410
4	棧橋(浮棧橋を含む。)および	同	同	950	750	4	棧橋(浮棧橋を含む。)および	同	同	970	720

び揚陸施設							
5	係船場	同	同	950	750		
6	仮設の店舗	同	1日	430	270		
7	農用地	同	1年	16	9		
8	漁業施設 ア 小割式網生簀（いけす）養殖場および真珠養殖場 イ ア以外の区画漁業の用に供する施設 ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設 エ 養漁池 オ やな漁業の用に供する施設	同	同	15	15		
		同	同	4	4		
		同	同	6	6		
		同	同	48	48		
		同	同	48	48		
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	1本	同	1,000	800		
10	鉄塔	占用面積 1平方メートル	同	950	750		
11	埋設管類および架設管類（開渠（きよ）の水路等を含む。）	外径0.2メートル未満のもの 以上0.4メートル未満のもの 外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの 外径1.0メートル以上のもの	占用物件の長さ1メートル	同	100	73	
					150	110	
					300	220	
					600	440	

び揚陸施設							
5	係船場	同	同	970	720		
6	仮設の店舗	同	1日	440	260		
7	農用地	同	1年	16	9		
8	漁業施設 ア 小割式網生簀（いけす）養殖場および真珠養殖場 イ ア以外の区画漁業の用に供する施設 ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設 エ 養漁池 オ やな漁業の用に供する施設	同	同	15	15		
		同	同	4	4		
		同	同	6	6		
		同	同	49	49		
		同	同	49	49		
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	1本	同	1,020	770		
10	鉄塔	占用面積 1平方メートル	同	970	720		
11	埋設管類および架設管類（開渠（きよ）の水路等を含む。）	外径0.2メートル未満のもの 以上0.4メートル未満のもの 外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの 外径1.0メートル以上のもの	占用物件の長さ1メートル	同	100	70	
					150	110	
					310	210	
					610	420	

12	広告物	表示部分 の面積1 平方メー トル	同	3,700	2,100
13	試掘やぐらおよび砂利採取 機	1基	1月	1,400	1,400
14	係船くいおよび係船環浮標	1本また は1個	1年	850	600
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占用	1回	1日	11,000	11,000
16	工事用台船係留場	占用面積 1平方メ ートル	1年	350	350
17	1の項から16の項までに分 類されないもの	同	同	490	430

注 省略

2 土石採取料

種別	単位	額
土砂	1立方メートル	170円
砂	同	260円
砂利	同	310円
石	栗(ぐり)石	同
	転石	1個
		170円に控長30センチメートルか ら控長10センチメートル増すご とに37円を加えた額
	庭石	同
		4,800円に控長80センチメートル から控長10センチメートル増すご とに520円を加えた額
よしおよびかや	1平方メートル	4円

12	広告物	表示部分 の面積1 平方メー トル	同	3,890	2,210
13	試掘やぐらおよび砂利採取 機	1基	1月	1,430	1,430
14	係船くいおよび係船環浮標	1本また は1個	1年	870	580
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占用	1回	1日	11,200	11,200
16	工事用台船係留場	占用面積 1平方メ ートル	1年	360	360
17	1の項から16の項までに分 類されないもの	同	同	500	410

注 省略

2 土石採取料

種別	単位	額
土砂	1立方メートル	180円
砂	同	270円
砂利	同	330円
石	栗(ぐり)石	同
	転石	1個
		180円に控長30センチメートルか ら控長10センチメートル増すご とに39円を加えた額
	庭石	同
		5,040円に控長80センチメートル から控長10センチメートル増すご とに550円を加えた額
よしおよびかや	1平方メートル	4円

芝草	同	37円
ささその他の草	1平方メートル 1年	4円
木	1平方メートル	知事が時価を勘案して定める額
竹	束の外周の長さ 1メートル	

注 省略

芝草	同	39円
ささその他の草	1平方メートル 1年	4円
木	1平方メートル	知事が時価を勘案して定める額
竹	束の外周の長さ 1メートル	

注 省略

## 滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

消費税率の引上げ等に伴い、流水占用料等の額を改定するため、滋賀県流水占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 流水占用料等の額を改定することとします。（第2条および別表第1～別表第3関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県流水占用料等徴収条例（平成 12 年滋賀県条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

別表第 1 第 2 項の表中「5,200」を「5,460」に、「1,150」を「1,210」に、「3,850」を「4,040」に改める。

別表第 2 の表 1 の項中「950」を「970」に、「750」を「720」に改め、同表 2 の項中「800」を「820」に、「600」を「580」に改め、同表 3 の項中「500」を「510」に、「430」を「410」に改め、同表 4 の項および 5 の項中「950」を「970」に、「750」を「720」に改め、同表 6 の項中「430」を「440」に、「270」を「260」に改め、同表 8 の項中「48」を「49」に改め、同表 9 の項中「1,000」を「1,020」に、「800」を「770」に改め、同表 10 の項中「950」を「970」に、「750」を「720」に改め、同表 11 の項中「73」を「70」に、「300」を「310」に、「220」を「210」に、「600」を「610」に、「440」を「420」に改め、同表 12 の項中「3,700」を「3,890」に、「2,100」を「2,210」に改め、同表 13 の項中「1,400」を「1,430」に改め、同表 14 の項中「850」を「870」に、「600」を「580」に改め、同表 15 の項中「11,000」を「11,200」に改め、同表 16 の項中「350」を「360」に改め、同表 17 の項中「490」を「500」に、「430」を「410」に改める。

別表第 3 の表中「170 円」を「180 円」に、「260 円」を「270 円」に、「310 円」を「330 円」に、「350 円」を「370 円」に、「37 円」を「39 円」に、「4,800 円」を「5,040 円」に、「520 円」を「550 円」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県流水占用料等徴収条例新旧対照表

旧	新																																																
<p>第1条 省略 (流水占用料等の徴収等)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 流水もしくは土地の占用または土石その他の河川産出物の採取(以下「流水の占用等」という。)のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る流水の占用等についての流水占用料等の額は、前項の規定により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 流水占用料(発電の用に供するものを除く。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">単位</th> <th rowspan="2">額</th> </tr> <tr> <th>数量</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱工業の用に供する場合 合</td> <td>許可使用水量1リットル 毎秒</td> <td>1年</td> <td style="text-align: right;">円 5,200</td> </tr> <tr> <td>養漁の用に供する場合</td> <td>同</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;">1,150</td> </tr> <tr> <td>その他の用に供する場合 合</td> <td>同</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;">3,850</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>土地占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位		額	数量	期間	鉱工業の用に供する場合 合	許可使用水量1リットル 毎秒	1年	円 5,200	養漁の用に供する場合	同	同	1,150	その他の用に供する場合 合	同	同	3,850	区分	単位	額				<p>第1条 省略 (流水占用料等の徴収等)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 流水もしくは土地の占用または土石その他の河川産出物の採取(以下「流水の占用等」という。)のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る流水の占用等についての流水占用料等の額は、前項の規定により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 流水占用料(発電の用に供するものを除く。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">単位</th> <th rowspan="2">額</th> </tr> <tr> <th>数量</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱工業の用に供する場合 合</td> <td>許可使用水量1リットル 毎秒</td> <td>1年</td> <td style="text-align: right;">円 5,460</td> </tr> <tr> <td>養漁の用に供する場合</td> <td>同</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;">1,210</td> </tr> <tr> <td>その他の用に供する場合 合</td> <td>同</td> <td>同</td> <td style="text-align: right;">4,040</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>土地占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位		額	数量	期間	鉱工業の用に供する場合 合	許可使用水量1リットル 毎秒	1年	円 5,460	養漁の用に供する場合	同	同	1,210	その他の用に供する場合 合	同	同	4,040	区分	単位	額			
区分		単位			額																																												
	数量	期間																																															
鉱工業の用に供する場合 合	許可使用水量1リットル 毎秒	1年	円 5,200																																														
養漁の用に供する場合	同	同	1,150																																														
その他の用に供する場合 合	同	同	3,850																																														
区分	単位	額																																															
区分	単位		額																																														
	数量	期間																																															
鉱工業の用に供する場合 合	許可使用水量1リットル 毎秒	1年	円 5,460																																														
養漁の用に供する場合	同	同	1,210																																														
その他の用に供する場合 合	同	同	4,040																																														
区分	単位	額																																															

		数量	期間	市の区域 にある場 合	町の区 域にあ る場合
1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	占有面積 1平方メ ートル	1年	円 950	円 750
2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	同	同	800	600
3	通路および通路橋(以下「通路等」という。)	同	同	500	430
4	栈橋(浮栈橋を含む。)および揚陸施設	同	同	950	750
5	係船場	同	同	950	750
6	仮設の店舗	同	1日	430	270
7	農用地	同	1年	16	9
8	ア 小割式網生簀(いけす)養殖場および真珠養殖場	同	同	15	15
	イ ア以外の区画漁業の用に供する施設	同	同	4	4
	ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設	同	同	6	6
	エ 養漁池	同	同	48	48
	オ やな漁業の用に供する施設	同	同	48	48
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	1本	同	1,000	800

		数量	期間	市の区域 にある場 合	町の区 域にあ る場合
1	店舗(住宅を兼ねるものを含む。)、工場その他建物およびこれらに付属する施設の敷地	占有面積 1平方メ ートル	1年	円 970	円 720
2	専ら住宅の用に供する建物およびこれに付属する施設の敷地	同	同	820	580
3	通路および通路橋(以下「通路等」という。)	同	同	510	410
4	栈橋(浮栈橋を含む。)および揚陸施設	同	同	970	720
5	係船場	同	同	970	720
6	仮設の店舗	同	1日	440	260
7	農用地	同	1年	16	9
8	ア 小割式網生簀(いけす)養殖場および真珠養殖場	同	同	15	15
	イ ア以外の区画漁業の用に供する施設	同	同	4	4
	ウ えり漁業および漬柴漁業の用に供する施設	同	同	6	6
	エ 養漁池	同	同	49	49
	オ やな漁業の用に供する施設	同	同	49	49
9	電柱、支柱および支線ならびに信号標	1本	同	1,020	770



10	鉄塔	占用面積 1平方メ ートル	同	<u>950</u>	<u>750</u>	
11	埋設管類お よび架設管 類（開渠（き よ）の水路等 を含む。）	外径0.2メー トル未満のもの	占用物件 の長さ1 メートル	同	<u>100</u>	<u>73</u>
		外径0.2メー トル以上0.4メー トル未満のもの			<u>150</u>	<u>110</u>
		外径0.4メー トル以上1.0メー トル未満のもの			<u>300</u>	<u>220</u>
		外径1.0メー トル以上のもの			<u>600</u>	<u>440</u>
12	広告物	表示部分 の面積1 平方メー ートル	同	<u>3,700</u>	<u>2,100</u>	
13	試掘やぐらおよび砂利採取 機	1基	1月	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	
14	係船くいおよび係船環浮標	1本また は1個	1年	<u>850</u>	<u>600</u>	
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占用	1回	1日	<u>11,000</u>	<u>11,000</u>	

10	鉄塔	占用面積 1平方メ ートル	同	<u>970</u>	<u>720</u>	
11	埋設管類お よび架設管 類（開渠（き よ）の水路等 を含む。）	外径0.2メー トル未満のもの	占用物件 の長さ1 メートル	同	<u>100</u>	<u>70</u>
		外径0.2メー トル以上0.4メー トル未満のもの			<u>150</u>	<u>110</u>
		外径0.4メー トル以上1.0メー トル未満のもの			<u>310</u>	<u>210</u>
		外径1.0メー トル以上のもの			<u>610</u>	<u>420</u>
12	広告物	表示部分 の面積1 平方メー ートル	同	<u>3,890</u>	<u>2,210</u>	
13	試掘やぐらおよび砂利採取 機	1基	1月	<u>1,430</u>	<u>1,430</u>	
14	係船くいおよび係船環浮標	1本また は1個	1年	<u>870</u>	<u>580</u>	
15	撮影、興行その他催物のため の土地の占用	1回	1日	<u>11,200</u>	<u>11,200</u>	

16	工所用台船係留場	占用面積 1平方メ ートル	1年	350	350
17	1の項から16の項までに分 類されないもの	同	同	490	430

注 省略

別表第3 (第2条関係)

土石採取料その他の河川産出物採取料

種別	単位	額
土砂	1立方メートル	170円
砂	同	260円
砂利	同	310円
石	栗(ぐり)石	同 350円
	転石	1個 170円に控長30センチメートルか ら控長10センチメートル増すご とに37円を加えた額
	庭石	同 4,800円に控長80センチメートル から控長10センチメートル増すご とに520円を加えた額
よしおよびかや	1平方メートル	4円
芝草	同	37円
ささその他の草	1平方メートル 1年	4円
木	1平方メートル	知事が時価を勘案して定める額
竹	束の外周の長さ 1メートル	

注 省略

16	工所用台船係留場	占用面積 1平方メ ートル	1年	360	360
17	1の項から16の項までに分 類されないもの	同	同	500	410

注 省略

別表第3 (第2条関係)

土石採取料その他の河川産出物採取料

種別	単位	額
土砂	1立方メートル	180円
砂	同	270円
砂利	同	330円
石	栗(ぐり)石	同 370円
	転石	1個 180円に控長30センチメートルか ら控長10センチメートル増すご とに39円を加えた額
	庭石	同 5,040円に控長80センチメートル から控長10センチメートル増す ごとに550円を加えた額
よしおよびかや	1平方メートル	4円
芝草	同	39円
ささその他の草	1平方メートル 1年	4円
木	1平方メートル	知事が時価を勘案して定める額
竹	束の外周の長さ 1メートル	

注 省略

## 滋賀県都市公園条例の一部改正について

### (1) 改正の理由

- ア 消費税法および地方税法に定める消費税率が平成 31 年 10 月 1 日から変更になるため、税率引上げに応じた料金単価に改めることが必要である。
- イ また、平成 31 年 10 月 1 日で、前回の改正から 5 年半が経過することとなり、特定のサービスを受ける受益者負担の原則に基づき、現行料金と所要経費の差額について改正するものである。

### (2) 改正の概要

- ア 県営都市公園特定公園施設の使用料については、現行料金と所要経費の差額として約 5% の料金単価引上げを行うとともに、消費税率増分の料金単価引上げを行う。
- イ この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとする。

県営都市項公園 特定公園施設使用料改定一覧

公園	施設名	現行条例		改定案
		区分	料金(円)	料金(円)
びわこ文化公園	集会室	09:00-12:00	9,900	10,600
		13:00-17:00	13,400	14,300
		09:00-17:00	23,300	24,900
	茶亭	09:00-12:00	6,000	6,400
		13:00-17:00	7,900	8,400
		09:00-17:00	13,800	14,800
奥びわスポーツの森	多目的運動広場	2時間につき	1,730	1,850
	多目的運動広場 照明設備	全点灯1時間につき	3,800	4,060
		2/3点灯1時間につき	2,500	2,670
	テニスコート	1面2時間につき	800	860
	テニスコート照明設備	1面1時間につき	730	780
	グラウンドゴルフ場	小・中学生/人・回	350	370
		高校生/人・回	680	730
		その他/人・回	1,030	1,100
会議室	1時間につき	380	410	

## 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

県営都市公園の特定公園施設について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表第 2 関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表中「9,900」を「10,600」に、「13,400」を「14,300」に、「23,300」を「24,900」に、「6,000」を「6,400」に、「7,900」を「8,400」に、「13,800」を「14,800」に改め、別表第 2 第 2 項の表中「1,730」を「1,850」に、「3,800」を「4,060」に、「2,500」を「2,670」に、「1 面 2 時間につき 800」を「1 面 2 時間につき 860」に、「1 面 1 時間につき 730」を「1 面 1 時間につき 780」に、「350」を「370」に、「680」を「730」に、「1,030」を「1,100」に、「380」を「410」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県都市公園条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1 省略				別表第1 省略			
別表第2 (第8条の2、第9条の7関係)				別表第2 (第8条の2、第9条の7関係)			
1 文化ゾーン集会所				1 文化ゾーン集会所			
区分	金額			区分	金額		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
集会室	円 9,900	円 13,400	円 23,300	集会室	円 10,600	円 14,300	円 24,900
茶亭	6,000	7,900	13,800	茶亭	6,400	8,400	14,800
注1から注4まで 省略				注1から注4まで 省略			
2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等				2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等			
区分	金額	備考		区分	金額	備考	
多目的運動広場	2時間につき 1,730	円広場を占有する 場合に限る。		多目的運動広場	2時間につき 1,850	円広場を占有する 場合に限る。	
多目的運動広場照明設備	全点灯1時間につき 3分の2点灯1時間につき 2,500			多目的運動広場照明設備	全点灯1時間につき 3分の2点灯1時間につき 2,670		
テニスコート	1面2時間につき 800			テニスコート	1面2時間につき 860		
テニスコート照明設備	1面1時間につき 730			テニスコート照明設備	1面1時間につき 780		

グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校 (前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1回につき	<u>350</u>	グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校 (前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1回につき	<u>370</u>
	高等学校もしくは中等教育学校 (後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者 (以下「生徒等」という。)	同	<u>680</u>		高等学校もしくは中等教育学校 (後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者 (以下「生徒等」という。)	同	<u>730</u>
	その他の者	同	<u>1,030</u>		その他の者	同	<u>1,100</u>



会議室

1時間につき

380

注1から注4まで 省略

会議室

1時間につき

410

注1から注4まで 省略